

自転車駐車場利用料金の減免・還付についての取り扱い

所沢市自転車駐車場条例第 15 条の規定に基づく
利用料金の減免についての取り扱い

所沢市自転車駐車場条例(昭和 60 年 12 月 25 日条例第 28 号)第 15 条の規定により、指定管理者が特に必要と認めた者については、市長の承認を得て利用料金の減免することができる。下記の対象者が過去に減免の適用を受けている者であるが、変更する場合は理由を添えて提案することができる。

記

(対象者)

- 1. 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- 2. 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- 3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

所沢市自転車駐車場条例第 17 条の規定に基づく
利用料金の還付についての取り扱い

住所移転、転勤、転学、疾病等により利用することができなくなった場合、所沢市自転車駐車場条例（昭和 60 年 12 月 25 日条例第 28 号）第 17 条の規定により、定期利用における利用料金の一部を還付ことができる。現在の算定方法は下記のとおりである。
（1 箇月を 1 日でも越えると利用月数として加算し、還付額が 1 箇月減る計算となります。）

定期利用における料金還付金の算定方法

利用料金	利用月数	還付金計算式
3 箇月	1 箇月	3 箇月定期利用料金－（1 箇月定期料金×1）
	2 箇月	3 箇月定期利用料金－（1 箇月定期料金×2）
6 箇月	1 箇月	6 箇月定期利用料金－（1 箇月定期料金×1）
	2 箇月	6 箇月定期利用料金－（1 箇月定期料金×2）
	3 箇月	6 箇月定期利用料金－（3 箇月定期料金×1）
	4 箇月	6 箇月定期利用料金－{（3 箇月定期料金×1）＋（1 箇月定期料金×1）}
	5 箇月	6 箇月定期利用料金－{（3 箇月定期料金×1）＋（1 箇月定期料金×2）}